

答 申 第 1 0 9 号

平成 1 5 年 1 月 9 日

千葉県教育委員会

委員長 吉岡 敏夫 様

千葉県情報公開審査会

委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 0 年 3 月 3 1 日付け教総第 6 3 3 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成 9 年 1 1 月 2 6 日付けで提起された、平成 9 年 1 0 月 2 7 日付け教総第 2 0 号の 3 5 1 で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成9年10月27日付け教総第20号の351で行った「組織・定数管理年次計画の提出について（平成9年8月29日付け教総秘第323号）及びその決裁文書」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

組織、定数管理は行政行為を託した主権者にとって最も関心の大きいことであり、仮に組織の改組改編を行うならば、その経過を県民に明らかにしてこそ健全な行政が行える。

よって、本件部分公開は直ちに取り消されなければならない。

ア 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第7号該当性について

実施機関は非公開の理由を「行政情報として未成熟であり、公開することにより誤解や混乱を招くと認められるため」と主張するが「認められる」と断定する具体的な根拠が一切示されていない。

イ 旧条例第11条第8号該当性について

(ア) 実施機関は、「事務事業の公正若しくは円滑な執行の確保に支障が生じると認められるため」と主張するが、いかなる事態においても「事務事業の公正若しくは円滑な執行」責任は行政固有の責務であり、状況に

応じて、または場合によってかかる責務が履行できないと認められるなどと断定する主張は不当である。

(イ) また、実施機関は、「支障が生じると認められる」具体的な事実を証明する必要があるが、一切行っていない。

(ウ) 実施機関の主張は、誤解、曲解に基づく旧条例の拡大解釈並びに職権濫用である。

(エ) さらに、部分公開の理由として「担当職員の志気の低下」を挙げるが両者は全く関係ないことである。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は概ね次のとおりである。

#### (1) 対象公文書及び非公開決定の理由について

ア 本件文書は、平成10年度及び11年度の教育庁等組織に係る組織・定数管理年次計画について、教育庁管理部総務企画課から総務部総務課に提出した「組織・定数管理年次計画の提出について（平成9年8月29日付け教総秘第323号）及びその決裁文書」であり、旧条例第11条第7号及び第8号に該当し、部分公開と判断したものである。

イ 本件文書の内容は、計画的な組織・定数管理事務の推進のため、平成10年度及び11年度の組織及び定数の増減に係る具体的な計画が記載されている組織・定数管理年次計画を総務部総務課に提出するための決裁文書であり、公表を目的としているものでもなく、行政機関内部においても職務上の立場の者以外は目に触れることのない、機密性の高い文書である。

#### (2) 旧条例第11条第7号該当性について

ア 本件年次計画は、計画的な組織・定数管理事務の推進のため、平成10年度及び11年度の組織及び定数の増減を具体的に記載しているものであるが、これは組織及び定数を決定するうえでの検討過程における計画・調整段階の情報であって、当該年度の組織及び定数を本件年次計画の記載どおり決定するものではない。よって、これら行政情報として未成熟な情報を公開することによって、県民に対し、当該年度には本件年次計画に記

載のとおり、組織及び定数の改編が実施されるものとの誤解や、本件年次計画における組織及び定数の改編等をめぐり混乱を与えるおそれがあると認められる。

イ 混乱の具体例としては、既存の博物館のような施設が廃止されるような情報であれば、利便性が損なわれたり、来訪者の減少等により、地域の雰囲気に変化する等の理由から地元住民、市町村、関係団体、利害関係のある民間業者等の間に危惧や不安感を与えるおそれがある。また、施設新設のための準備室が配置されたり、担当者が配置されるというような情報であれば、その推進、反対それぞれの立場から外部からの働きかけが起こり、適正な意思形成に著しい支障が生ずる可能性があると思われる。

ウ よって、本件年次計画は、旧条例第11条第7号に該当する。

### (3) 旧条例第11条第8号該当性について

ア 本件年次計画は、組織及び定数を決定するうえでの検討過程における計画・調整段階の情報であるため、その性質上、内部管理上の機密性が求められるものであり、公開することにより、組織の改編や定数の増減をめぐり、改編等の対象となった課(所)及び機関が所管する事務事業の担当職員の志気の低下や、業務の混乱を招くなど、内部管理上の支障が発生するおそれがあり、将来の組織及び定数の決定事務の公正及び円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる。

イ また、組織・定数管理については、組織の内部的事情などの特殊要因についても理由となる場合があり、このような情報が公開されるとなると、所属課、機関の担当者にとって、こうした特殊要因のようなものを記載することが躊躇され、単に機械的な増減に終始するおそれがあり、人事管理上必要かつ的確な状況の把握という組織・定数管理上の情報の取得が困難になる可能性があり、将来の組織及び定数の決定事務の公正及び円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる。

ウ よって、本件年次計画は旧条例第11条第8号に該当するものと認められる。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件文書について

本件文書は、実施機関の説明要旨(1)アのとおりであり、組織・定数の中・長期的観点からの管理・検討のため、今後の大きな組織・定数の動きを把握するために行われた調査に対する回答であり、実施機関の各所属課・機関において今後の事業・施策の動向を考慮しながら作成された計画をもとに、実施機関の人事担当者が総合的に判断した年次計画を総務部総務課に提出するため作成した文書である。

実施機関は、平成10年度及び平成11年度の組織・定数管理年次計画の内容の部分を非公開としたものである。

##### (2) 旧条例第11条第7号該当性について

実施機関は、本件文書に記録されている情報が旧条例第11条第7号に該当すると主張するので、以下検討する。

ア 本号は、「県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、県の機関内部若しくは機関相互間又は県と国等との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は收受した情報であつて、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの」は公開しないことができると規定している。

イ 本件文書は、県の機関内部若しくは機関相互間における組織・定数の中・長期的な観点からの検討資料とするため実施機関において作成したものである。その後、約半年間にわたり、関係機関との協議等を経て、年度末に最終的に決定されるものであり、本件文書の公開請求及び決定の時点において、本号前段の意思形成過程の情報に該当する。

ウ 異議申立人は、実施機関が、本件文書に記録されている情報の本号後段該当性の具体的理由を述べていない旨主張するが、本件文書に記録された情報は、人事異動作業による人員配置を行っていくための、組織・定数に

関しての一つのフレームをつくる作業における計画・調整段階にある情報であり、今後相当な変更も予想されるものであって、これらの行政情報として未成熟な情報を公開すれば、確かに実施機関の主張するように、県民に対し、当該年度には本件年次計画に記載のとおり、組織及び定数の改編が実施されるものとの無用な誤解や混乱を招くおそれがあるものといわなければならない。したがって、本件文書に記録された情報は、本号後段にも該当する。

エ 以上のとおり、本件文書に記録された情報は、本号に該当するものである。

### (3) 旧条例第11条第8号該当性について

実施機関は、本件文書に記録されている情報が旧条例第11条第8号に該当すると主張するので、以下検討する。

ア 本号は、「実施機関が行う交渉、取締り、立入検査、監査、争訟、入札及び試験等の事務事業に関する情報であつて、その性質上、公開することにより、実施機関と関係者との信頼関係が損なわれるものと認められるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」は公開しないことができると規定している。

イ 組織・定数管理年次計画は、実施機関が行う組織・人事に関するいわゆる内部管理に係る情報であり、本号前段の事務事業に関する情報に該当する。

ウ 異議申立人は、実施機関が「これらの情報を公開すれば、組織の改編や定数の増減をめぐり、改編等の対象となった課(所)及び機関が所管する事務事業の担当職員の志気の低下や、業務の混乱を招くなど、内部管理上の支障が発生するおそれがあり、将来の組織及び定数の決定事務の公正及び円滑な執行に著しい支障が生ずる」と断定することは不当であり、主張の根拠が示されていない旨主張する。

エ しかしながら、検討過程における組織の改編や定数の増減に係る情報を

公にすることにより、業務の停滞・遅延など職員の業務に対する意欲の低下、組織防衛的な働きかけや外部関係者からの働きかけが起こるなど、内部管理上の支障が発生することは十分予想されることである。

オ また、実施機関の主張するように、組織・定数管理については、組織の内部的事情などの特殊要因についても理由となる場合もあり、こうした情報を公開することになれば、所属課・機関の担当者が、こうした特殊要因のようなものを記載することを躊躇し、単に、機械的な増減に終始することとなるおそれは避けられず、人事管理上必要かつ的確な状況の把握が困難になる可能性があり、将来の組織及び定数の決定事務の公正及び円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる。したがって、本件文書に記録された情報は、本号後段にも該当する。

カ 以上のとおり、本件文書に記録された情報は、本号に該当するものである。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が非公開とした情報は、旧条例第11条第7号及び第8号に該当し、公開しないことができるものである。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
10. 3. 31	諮問書の受理
14. 2. 6	実施機関の理由説明書の受理
14. 4. 19	審議 実施機関から非公開理由の聴取
14. 6. 18	異議申立人の意見書の受理
14. 12. 18	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	
古 幡 浩	城西国際大学講師	部 会 長

(五十音順：平成14年12月18日現在)